

第1期地区 まちづくりニュース

平成29年 6月 14日発行 第4号

二ツ橋北部土地区画整理事務所、2年目がスタートしました！

6月に入りいよいよ梅雨の季節がやってきました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

事務所を設置し2年目となり、担当職員も増員されました。新体制で皆様とともに事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



1. 説明会を開催しました & 今年夏にも説明会を開催します！

第1期地区の地権者の皆さま約80名を対象に「第4回地権者説明会」を二ツ橋北部土地区画整理事務所で開催しました。

開催日	時間	出席者数
5月18日(木)	19:00~	28名
5月20日(土)	10:00~	29名

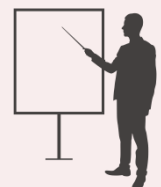
- ・説明会で皆さまからいただいた主な意見・要望は別紙にまとめましたのでご覧ください。
- ・「まちづくりに関するアンケート」を実施しています。回答にご協力お願いいたします。



【地権者説明会の様子】

また、以下の通り第1期地区地権者の皆さまを対象に「**第5回地権者説明会**」の開催を予定しています。詳細については後日送付する「開催通知」をご覧ください。

日時： 7月 27日(木) 19:00~21:00 (予定)
29日(土) 10:00~12:00 (予定)
場所： 二ツ橋北部土地区画整理事務所 会議室(1階)
内容： 土地の評価について ・ まちづくりの考え方について
土地区画整理審議会について など



○ まちづくりのことば辞典 ○



「土地区画整理審議会 (とちくかくせいりしんぎかい)」

土地区画整理事業で使われるむずかし〜い言葉。今回も1つだけ、ご紹介します！

市町村が土地区画整理事業を施行する場合に、施行者の諮問機関として設置しなければならない機関です。委員は権利者の選挙により選出された委員と施行者が選任する学識経験者で構成されます。施行者(横浜市)は、換地計画や仮換地指定など土地の権利に対する処分を行うときは、土地区画整理審議会に諮問(意見を求めること)しなければならないことになっています。言い換えれば、土地区画整理審議会の職務とは、事業区域の土地の権利が公正・公平に扱われているかを監視することになります。

(二ツ橋北部第1期地区では、来年3月頃の審議会開催をめざし、今年10月頃には審議会選挙の告示を行う予定です。)

2. 市有地で埋蔵文化財の試掘調査を行います

第1期地区内の一部は、地中に埋蔵文化財がある可能性のある「埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」に含まれています。

埋蔵文化財包蔵地では、文化財保護法に基づき、工事前に発掘調査を行う必要があるため、調査を行います。

- 時期：7月上旬、1～2日程度を予定
位置：市有地（元国有地・三ツ境養護学校南側）
（調査地に近接する方には事前にご連絡させていただきます。）
方法：現状地盤を機械で掘削します

● 調査箇所位置図



車両の通行等でご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。
※ 試掘調査と同時に柵の修繕等も行う予定です。

3. 地区内で地質調査（ボーリング調査等）を行う予定です

今後、道路や調整池等の工事を行う前に、いまの地盤の性質や強さを調べるため、地質調査（ボーリング調査等）を行う予定です。

- 時期：6月下旬～8月頃を予定
位置：第1期地区内（9か所程度）を予定
（調査地に近接する方には事前にご連絡させていただきます。）
方法：現状地盤をボーリング機材等で掘削・採取します

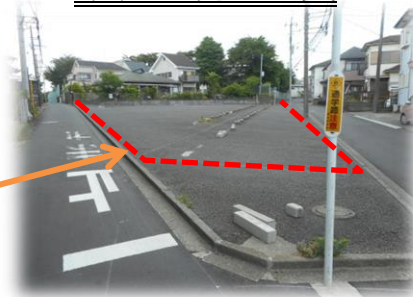


車両の通行等でご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

4. 取得用地の管理を行っていきます

横浜市で取得した用地（元駐車場）に管理柵を設置します。

● 市有地現地写真



【問い合わせ先】

都市整備局 市街地整備部 ニツ橋北部土地区画整理事務所

住所：〒246-0021 瀬谷区ニツ橋町 467-23

電話：045（363）3110

FAX：045（363）3116

担当：（土木制度関係）福田・大熊・島岡・野口・横田
（補償関係）久松・阪井

事業に関して不明な点やご意見、ご相談等がありましたら、お気軽にご連絡ください。

